

「平泉 ― 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」の
拡張推薦に係る課題について

1. 平成24年の暫定一覧表記載以降、発掘調査が積み重ねられ、追加を推薦する柳之御所遺跡について新たな知見が得られてきている。しかしながら、資産に対するこれまでのイコモスの評価を踏まえつつ、柳之御所遺跡が世界遺産の評価基準を満たしていると主張する論拠が十分でないため、特に以下の観点を踏まえて、検討を行うこと。
 - ・ 柳之御所の構成（池、建物配置等）をより明確に説明し、居館あるいは政庁である柳之御所の性格付けを明らかにすること。その上で、金鷄山に向かう軸線や無量光院の方向に向かう橋の遺構との関係性やその意味を明確に説明すること。
 - ・ 上記を踏まえ、柳之御所がどのような価値の物証となるのかについて具体的な内容を明らかにし、顕著な普遍的価値の言明等について再検討を行うこと。その際、必要に応じて、評価基準の適用の在り方についても再検討すること。
 - ・ あわせて、拡張範囲のうち柳之御所遺跡の一部については中尊寺との一体性を示すという説明が、主張する顕著な普遍的価値の中でどのように位置づけられるのか明確にすること。
2. 今回の拡張推薦に当たり、比較分析の枠組みが前回推薦時のものと同様となっているが、その妥当性について再検討すること。
3. これらの検討に当たっては、同種の拡張推薦の事例を踏まえる必要がある。